

○内閣府
令第一号
経済産業省

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）及び消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第四号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 萩生田光一

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する

○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p> 第一節 [略]</p> <p> 第二節 訪問販売（第三条―第七条の五）</p> <p> 〔第三節～第五節 略〕</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の四）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十一条の五―第三十九条の二の三）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の四）</p> <p> 〔第五章・第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">一 商品の売買契約の申込みの撤回</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）</td> </tr> </table>	一 商品の売買契約の申込みの撤回	イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）
一 商品の売買契約の申込みの撤回	イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）		
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p> 第一節 [同上]</p> <p> 第二節 訪問販売（第三条―第七条の四）</p> <p> 〔第三節～第五節 同上〕</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の三）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十一条の四―第三十九条の二の二）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の三）</p> <p> 〔第五章・第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">一 商品の売買契約の申込みの撤回</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）</td> </tr> </table>	一 商品の売買契約の申込みの撤回	イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）
一 商品の売買契約の申込みの撤回	イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合）		

回又はその売買
契約の解除に関
する事項

にあつては、その書面を受領した日）
から起算して八日を経過するまでは、
申込者等（法第九条第一項の申込者等
をいう。以下この条及び第七条の五に
おいて同じ。）は、書面又は電磁的記
録により商品の売買契約の申込みの撤
回又はその売買契約の解除を行うこと
ができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申
込者等が、販売業者が法第六条第一項
の規定に違反して商品の売買契約の申
込みの撤回又はその売買契約の解除に
関する事項につき不実のことを告げる
行為をしたことにより誤認をし、又は
販売業者が同条第三項の規定に違反し
て威迫したことにより困惑し、これら
によつて当該契約の申込みの撤回又は
契約の解除を行わなかつた場合には、
当該販売業者が交付した法第九条第一
項ただし書の書面を当該申込者等が受
領した日から起算して八日を経過する
までは、当該申込者等は、書面又は電
磁的記録により当該契約の申込みの撤

回又はその売買
契約の解除に関
する事項

にあつては、その書面を受領した日）
から起算して八日を経過するまでは、
申込者等（法第九条第一項の申込者等
をいう。以下この条及び第七条の四に
おいて同じ。）は、書面により商品の
売買契約の申込みの撤回又はその売買
契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申
込者等が、販売業者が法第六条第一項
の規定に違反して商品の売買契約の申
込みの撤回又はその売買契約の解除に
関する事項につき不実のことを告げる
行為をしたことにより誤認をし、又は
販売業者が同条第三項の規定に違反し
て威迫したことにより困惑し、これら
によつて当該契約の申込みの撤回又は
契約の解除を行わなかつた場合には、
当該販売業者が交付した法第九条第一
項ただし書の書面を当該申込者等が受
領した日から起算して八日を経過する
までは、当該申込者等は、書面により
当該契約の申込みの撤回又は契約の解

	<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>
<p>回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「二」ト 略」</p>	<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は</p>
	<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>
<p>除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「二」ト 同上」</p>	<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は</p>

<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録によ</p>	<p>販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「ニクチ 略」</p>
<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により役務提供契約</p>	<p>販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「ニクチ 同上」</p>

り役員提供契約の申込みの撤回又は役員提供契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役員提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役員提供契約の申込みの撤回又は役員提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役員提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該役員提供事業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る

の申込みの撤回又は役員提供契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役員提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役員提供契約の申込みの撤回又は役員提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役員提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該役員提供事業者が交付した法第九条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る

書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。
〔二〕ト 略

〔2〕6 略

〔条を削る。〕

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の二 〔略〕

(令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第七条の三 令第三条の四の当該の法人として主務省令で定める

ものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人(令第三条の四の使用人をいう。以下この項において同じ。)が
代表権を有する役員である法人

ロ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がそ

書面を發した時に、その効力を生ずること。
〔二〕ト 同上

〔2〕6 同上

(法第八条の二第一項の主務省令で定める者)

第七条の二 法第八条の二第一項の主務省令で定める者は、法第八条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の三 〔同上〕

〔条を加える。〕

の総株主（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この項において同じ。）又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社その他の法人（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この条において「会社等」という。）

ハ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等、当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等、当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該販売業者又は役務提供事業者、当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等及び当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等を除く。）及び当該販売業者又は役務提供事業者の関連会社等

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第三条の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

ハ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人が

その総株主又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

二 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、販売業者又は役務提供事業者の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行っている法人であつて、当該販売業者又は役務提供事業者が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているもの又は当該方針の決定に対して重要な影響を与えることができるもの

2 前項第二号イに規定する「親会社等」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいい、前項及び次項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

-
- 一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等
- 二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
- ロ 当該会社等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
-

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 第一項に規定する「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への

当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として次に掲げるものをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

-
- イ 当該会社等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該会社等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。
- ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの
-

(法第八条の二第一項の主務省令で定める者)

第七条の四 法第八条の二第一項の主務省令で定める者は、法第八条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の五 法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第九条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

「三」十 略

「2」5 略

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一・二」略

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この号、第二十五条第三号及

「条を加える。」

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の四 法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 法第九条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

「三」十 同上

「2」5 同上

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一・二」同上

三 申込みの有効期限があるときは、その期限

び第四十条第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

〔四〇六 略〕

七 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件

〔八〇十 略〕

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、次に定めるところにより表示しなければならない。

〔一・二 略〕

三 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるように表示すること。

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五

〔四〇六 同上〕

七 商品の売買契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件

〔八〇十 同上〕

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、次に定めるところにより表示しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるように表示すること。

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条各号に定める事項（第

号及び第六号に定める事項（第八条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能な条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示することができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を示す場合は、法第十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第八条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条

八条第三号及び第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を示す場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項（第八条第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条

第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3・4 略〕

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録(以下この条、第十一条の十、第二十七条の三及び第四十二条の三において「書面等」という。)。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の

第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

〔3・4 同上〕

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

表示がされた時期を示す書面等。

二 「略」

2 「略」

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

「一・二 略」

「2・3 略」

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、販売業者又は役務提供事業者が、電子契約(販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。以下この項及び第三項において同じ。)の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機操作(当該電子契約の申込みとなるものに限る。)を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにしていないこととする。

二 「同上」

2 「同上」

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

「一・二 同上」

「2・3 同上」

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

一 販売業者又は役務提供者が、電子契約（販売業者又は役

務提供者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものという。以下この号及び次号において同じ。）の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。次号において同じ。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

二 販売業者又は役務提供者が、電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていないこと。

三 販売業者又は役務提供者が、申込みの様式が印刷された書面により売買契約又は役務提供契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込みとなることを、顧客が容易に認識できるように当該書面に表示していないこと。

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

[3・4 略]

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>
--	--

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第十二条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

[3・4 同上]

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>
--	---

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。

「二」ト 略

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。

「二」ト 同上

<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書</p>
<p>二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書</p>

	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>
<p>面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「ニ」チ 略」</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実</p>
	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>
<p>面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>「ニ」チ 同上」</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実</p>

	<p>のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該役務提供者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔三〕ト 略</p>
--	--

〔2〕6 略

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

	<p>のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該役務提供者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔三〕ト 同上</p>
--	--

〔2〕6 同上

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

〔三〕十 略

〔2〕5 略

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の四を除き、以下の章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔一〕三 略

(連鎖販売取引についての広告)

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

〔三〕十 同上

〔2〕5 同上

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の三を除き、以下の章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔一〕三 同上

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四・五 「略」

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
「一・二 略」	
三 法第四十条第一項の規定による当該契約の解除に関する事項 （同条第二項及び第三項の規定	イ 契約書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入に於いてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡

第二十五条 法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三・四 「同上」

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
「一・二 同上」	
三 法第四十条第一項の規定による当該契約の解除に関する事項 （法第四十条第二項及び第三項	イ 法第三十七条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入に於いてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後である

に関する事項を
含む。)

しを受けた日)から起算して二十日を
経過するまでは、連鎖販売加入者は、
書面又は電磁的記録によりその契約の
解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、連
鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘
者が法第三十四条第一項の規定に違反
し若しくは一般連鎖販売業者が同条第
二項の規定に違反して法第四十条第一
項の規定による連鎖販売契約の解除に
関する事項につき不実のことを告げる
行為をしたことにより誤認をし、又は
統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売
業者が法第三十四条第三項の規定に違
反して威迫したことにより困惑し、こ
れらによつて法第四十条第一項の規定
による当該契約の解除を行わなかつた
場合には、その連鎖販売業に係る統括
者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が交
付した同項の書面を当該連鎖販売加入
者が受領した日から起算して二十日を
経過するまでは、当該連鎖販売加入者
は、書面又は電磁的記録により当該契

の規定に関する
事項を含む。)

ときは、その引渡しを受けた日)から
起算して二十日を経過するまでは、連
鎖販売加入者は、書面によりその契約
の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、連
鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘
者が法第三十四条第一項の規定に違反
し若しくは一般連鎖販売業者が同条第
二項の規定に違反して法第四十条第一
項の規定による連鎖販売契約の解除に
関する事項につき不実のことを告げる
行為をしたことにより誤認をし、又は
統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売
業者が同条第三項の規定に違反して威
迫したことにより困惑し、これらによ
つて法第四十条第一項の規定による当
該契約の解除を行わなかつた場合には
、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘
者又は一般連鎖販売業者が交付した法
第四十条第一項の書面を当該連鎖販売
加入者が受領した日から起算して二十
日を経過するまでは、当該連鎖販売加
入者は、書面により当該契約の解除を

<p>四 法第四十条の二第一項の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	
<p>イ 契約書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かって連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者</p>	<p>約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>ニ イ又はロの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔ホ・ヘ 略〕</p>
<p>四 法第四十条の二第一項の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	
<p>イ 法第三十七条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かって連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者</p>	<p>行うことができること。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>ニ イ又はロの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔ホ・ヘ 同上〕</p>

2

契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字

<p>五 法第四十条の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	
<p>イ 契約書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かって連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p>	<p>が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔一〕(3) 略〕</p> <p>(4) 令第十条の三で定めるとき。</p> <p>〔二〕へ 略〕</p>

2

書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記

<p>五 法第四十条の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	
<p>イ 法第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かって連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p>	<p>が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>〔一〕(3) 同上〕</p> <p>(4) 令第十条の二で定めるとき。</p> <p>〔二〕へ 同上〕</p>

で記載しなければならない。

3 契約書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

4 契約書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一〇十 略」

十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

(令第十条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第三十一条の二 第七条の三の規定は、令第十条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供事業者」とある

載しなければならない。

3 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

4 書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

「一〇十 同上」

十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第三十六条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

「条を加える。」

のは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

(法第三十九条の二の主務省令で定める者)

第三十一条の三 法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2 法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

3 法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の四 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により連鎖販売契約の解除を行うことができること。

「三〇七 略」

「二〇五 略」

(法第三十九条の二の主務省令で定める者)

第三十一条の二 法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2 法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

3 法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の三 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により連鎖販売契約の解除を行うことができること。

「三〇七 同上」

「二〇五 同上」

(令別表第四の二の項の主務省令で定める方法)

第三十一条の五 「略」

第三十四条 法第四十二条第二項の規定により交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 「略」	イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける者は、書面又は電磁的記録により特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。
二 法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）	ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを

(令別表第四の二の項の主務省令で定める方法)

第三十一条の四 「同上」

第三十四条 法第四十二条第二項の規定により交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 「同上」	イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。
二 法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）	ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを

告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した同項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける者は、書面又は電磁的記録により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずること。

「二〇チ 略」

リ トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずること

告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

「二〇チ 同上」

リ トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

		三 〔又々ヲ 略〕
<p>2 特定継続的役務提供契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、<u>前項</u>の書面には、<u>前項</u>の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔3〕5 略〕</p> <p>第三十六条 法第四十二条第三項の規定により交付する書面（以下この条において「<u>契約書面</u>」という。）に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>		
一 〔略〕		
二 法第四十八条	イ	契約書面を受領した日から起算して

		三 〔同上〕
<p>2 特定継続的役務提供契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、<u>前項</u>の書面には、<u>前項</u>の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔3〕5 同上〕</p> <p>第三十六条 法第四十二条第三項の規定により交付する書面（以下この条において「<u>契約書面</u>」という。）に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>		
一 〔同上〕		
二 法第四十八条	イ	契約書面を受領した日から起算して

第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面又は電磁的記録により特定権利販売契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、販売業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した同項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面又は電磁的記録により当

第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面により特定権利販売契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、販売業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面により当

	<p>該特定権利販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔二〇リ 略〕</p> <p>又 チの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔ル〇ワ 略〕</p>
<p>三 〔略〕</p>	

2 特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、前項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

	<p>該特定権利販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、当該契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔二〇リ 同上〕</p> <p>又 チの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>〔ル〇ワ 同上〕</p>
<p>三 〔同上〕</p>	

2 特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、前項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔3〕5 略〕

(誇大広告等の禁止)

第三十七条 法第四十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕六 略〕

七 特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項（法第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

八・九 〔略〕

(令第十三条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第三十九条の二 第七条の三の規定は、令第十三条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

(法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第三十九条の二の二 法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

〔3〕5 同上〕

(誇大広告等の禁止)

第三十七条 法第四十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕六 同上〕

〔号を加える。〕

七・八 〔同上〕

〔号を加える〕

(法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第三十九条の二 法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九条の二の三 法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

〔四〇八 略〕

2 〔略〕

3 書面に記載するに際し、第一項第三号及び第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 〔略〕

5 役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 業務提供誘引販売業を行う者が外国法人又は外国に住所を有

第三十九条の二の二 法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

〔四〇八 同上〕

2 〔同上〕

3 書面に記載するに際し、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 〔同上〕

5 役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四・五 「略」

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
「一～三 略」	

2 契約書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
「一・二 略」	
三 当該契約の解除に関する事項 (法第五十八条)	イ <u>契約書面</u> を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、業務提供誘引販売取引の相手方は、 <u>書面</u> 又は電磁

三・四 「同上」

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
「一～三 同上」	

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
「一・二 同上」	
三 当該契約の解除に関する事項 (法第五十八条)	イ <u>法第五十五条第二項の書面</u> を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、業務提供誘引販売取引の相手方

第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

的記録によりその契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、業務提供誘引販売取引の相手方が、業務提供誘引販売取引を行う者が法第五十二条第一項の規定に違反して業務提供誘引販売取引の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は業務提供誘引販売取引を行う者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて業務提供誘引販売取引の解除を行わなかつた場合には、当該業務提供誘引販売取引を行う者が交付した法第五十八条第一項の書面を当該業務提供誘引販売取引の相手方が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該業務提供誘引販売取引の相手方は、書面又は電磁的記録によりその契約の解除を行うことができること。

ハ 「略」

ニ イ又はロの契約の解除は、業務提供誘引販売取引の相手方が、その契約の

第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

は、書面によりその契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、業務提供誘引販売取引の相手方が、業務提供誘引販売取引を行う者が法第五十二条第一項の規定に違反して業務提供誘引販売取引の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は業務提供誘引販売取引を行う者が法第五十二条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて業務提供誘引販売取引の解除を行わなかつた場合には、当該業務提供誘引販売取引を行う者が交付した法第五十八条第一項の書面を当該業務提供誘引販売取引の相手方が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該業務提供誘引販売取引の相手方は、書面によりその契約の解除を行うことができること。

ハ 「同上」

ニ イ又はロの契約の解除は、業務提供誘引販売取引の相手方が、その契約の

解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。
〔ホ・へ 略〕

3 契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 契約書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 契約書面に記載するに際し、第二項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一〇七 略〕

八 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

(令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずること。
〔ホ・へ 同上〕

3 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 書面に記載するに際し、第二項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一〇七 同上〕

八 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、法第五十四条の三第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

第四十六条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

(法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第四十六条の三 法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の四 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 [略]

二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

[三〇七 略]

[二〇五 略]

第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、

[条を加える]

(法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者)

第四十六条の二 法第五十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の三 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 [同上]

二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。

[三〇七 同上]

[二〇五 同上]

第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、

次のとおりとする。

「一〇八 略」

九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び第四号の事項

第五十条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。
	ロ イに記載した事項にかかわらず、申

次のとおりとする。

「一〇八 同上」

九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び同条第四号の事項

第五十条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。
	ロ イに記載した事項にかかわらず、申

込者等が、購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。

「三〇〇 略」

込者等が、購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を發した時に、その効力を生ずること。

「三〇〇 同上」

(令第十六条の四において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第五十四条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の四において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第五十四条の三 法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十八条の十三第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 〔略〕

二 法第五十八条の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除

〔条を加える〕

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第五十四条の二 法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 〔同上〕

二 法第五十八条の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことがで

を行うことができること。

〔三〕十 略〕

〔2〕5 略〕

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

(親法人等又は関連法人等)

第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 〔略〕

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるい
ずれかの要件に該当するもの

イ 〔略〕

きること。

〔三〕十 同上〕

〔2〕5 同上〕

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の三第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

(親法人等又は関連法人等)

第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 〔同上〕

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるい
ずれかの要件に該当するもの

イ 〔同上〕

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 「略」

ニ 当該他の法人等の資金調達額の総額の過半について当該法人等が融資を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ 「略」

三 「略」

2 「略」

様式第一（第七条の五及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 「同上」

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ 「同上」

三 「同上」

2 「同上」

様式第一（第七条の四及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に商品を使用しているも、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に商品を使用しているも、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：	
契約金額：	
販売業者の名称	印
住所	
電話番号	
担当者氏名	

(備考)

- 一 電話勧誘販売の場合は、様式中「第九条第一項」を「第二十四条第一項」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の五第二項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録に

契約内容：	
契約金額：	
販売業者の名称	印
住所	
電話番号	
担当者氏名	

(備考)

- 一 電話勧誘販売の場合は、様式中「第九条第一項」を「第二十四条第一項」とすること。
- 二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の四第二項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング

- よりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
 - (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
 - (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
 - (5) 既に権利を行使していても、販売業者はその代金を請求することはできません。
 - (6) 販売業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
 - (7) 権利の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三 役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四 役務提供契約の場合は、省令第7条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第23条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫し

- ・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
 - (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
 - (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
 - (5) 既に権利を行使していても、販売業者はその代金を請求することはできません。
 - (6) 販売業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
 - (7) 権利の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

三 役務提供契約の場合は、様式中「販売業者」を「役務提供事業者」とすること。

四 役務提供契約の場合は、省令第7条の四第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第23条の三第一項第二号から第四号まで）に基づき記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫し

たことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二 (第三十一条の四関係)

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

たことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者はその代金を請求することはできません。
- (5) 役務提供事業者に対し、原状回復に必要な措置を無償で講ずるよう求めることができます。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第二 (第三十一条の三関係)

特定商取引に関する法律第四十条第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は連鎖販売を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は連鎖販売を行う者の負担になります。
- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

連鎖販売業を行う者の名称	印
住所	
電話番号	
統括者の名称	印
住所	
電話番号	

(備考)

一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合には、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。

契約金額：

連鎖販売業を行う者の名称	印
住所	
電話番号	
統括者の名称	印
住所	
電話番号	

(備考)

一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合には、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。

- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していることをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。

- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために連鎖販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していることをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、連鎖販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。

- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第三 (第三十九条の二の三関係)

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないこととお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者は

- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、連鎖販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第三 (第三十九条の二の二関係)

特定商取引に関する法律第四十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために役務提供事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないこととお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、役務提供事業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 既に役務の提供を受けていても、役務提供事業者は

その代金を請求することはできません。

(5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

(6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所

電話番号

(備考)

その代金を請求することはできません。

(5) 役務の対価が既に支払われているときは、役務提供事業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

(6) 関連商品についても同様にクーリング・オフできません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

役務提供事業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名

関連商品販売業者の名称

印

住所

電話番号

(備考)

- 一 特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことに
により、クーリング・オフ期限が到来していないことをお
知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者

- 一 特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。
- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の二第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことに
により、クーリング・オフ期限が到来していないことをお
知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
- (5) 既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
- (6) 役務の対価が既に支払われているときは、販売業者

- は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (7) 関連商品についても同様にクーリング・オフできません。

様式第四 (第四十六条の四関係)

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を

- は速やかにその全額を返還しなければなりません。
- (7) 関連商品についても同様にクーリング・オフできません。

様式第四 (第四十六条の三関係)

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を

行う者の負担になります。

- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称 印

住所
電話番号
担当者氏名

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げ

行う者の負担になります。

- (5) 商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

業務提供誘引販売業を行う者の名称 印

住所
電話番号
担当者氏名

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合、省令第四十六条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げ

るために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 業務提供契約の場合は、省令第四十六條の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

るために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二 業務提供契約の場合は、省令第四十六條の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第六 (第五十五条関係)

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
- (4) 役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第六 (第五十五条関係)

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を發した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができません。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
- (6) 物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を發した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができません。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
- (4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
- (5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
- (6) 物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：
 契約締結日：
 契約内容：
 契約金額：

<p>購入業者の名称 住所 電話番号 担当者氏名</p>	<p>購入業者の名称 住所 電話番号 担当者氏名</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。